

令和4年2月10日

◆重要◆ 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置延長に伴う 北方町の方針について

【北方町新型コロナウイルス感染症対策本部】

本部長 戸部 哲哉

北方町役場 電話 058-323-1111

◇町の対応方針

新型コロナウイルス感染症について、「まん延防止等重点措置」の期間が3月6日（日）まで延長されたことを踏まえ、感染拡大防止の観点から北方町においては次のとおり対応方針を決定しました。

○以下の町有施設については3月6日（日）までの間、午後8時で閉館します。

働く婦人の家、宮東ふれあいセンター、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター
ホリモク生涯学習センターきらり、アルテックアリーナ、各小中学校体育館・グラウンド
各公園グラウンド

○子ども館については3月6日（日）までの間、閉館します。

町民の皆様におかれましてはこれまで同様、マスク着用・手指消毒・密回避・こまめな換気・体調管理の「基本的感染防止対策」を徹底していただくほか、県をまたぐ不要不急の移動や大人数・長時間の飲食の自粛など、感染拡大の防止を行っていただきますようお願いいたします。